

河南町介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

No.	項目	細項目	質問	回答
1	訪問型サービス		現行サービス相当（みなし）の訪問型サービスは、利用回数が多くなる程、1回の利用料が高くなるということでしょうか。1ヶ月まるめの請求はなくなるのか。	これまでの予防支援は、1ヶ月単位での請求のみでしたが、総合事業では利用回数あたりで算定します。ただし、1ヶ月あたりの上限額を設けていますので、上限額を超えての請求はできません。
2	訪問型サービス		事業所申請の件ですが他市（富田林市）において、訪問型サービスAに参入する際は改めてみなし指定をうけている事業所でも大量の新規申請用紙が提出になりますか河南町は必要ですか。	みなし指定はあくまでも現行相当サービスに対してとなりますので、緩和型サービスAを実施される場合は、他市町村同様に緩和型サービスにおける指定の申請が必要となります。
3	訪問型サービス		訪問型サービスAで買物の生活援助を行った場合、スーパーが近くにない時や買物の品数が多く時間がかかる等、45分内でサービスが終わらない可能性があります。そのような時はどう対処すればよいですか。	基準時間内にサービスを終了させるように工夫をお願いします。例えば、あらかじめ買い物内容を聞き購入したものを届ける、1回あたりの品数購入を減らす等検討してください。又、利用者の状態に応じて、1回あたりの時間が超過する場合の超過部分は全額自己負担となります。 総合事業では介護保険サービスのみではなく、地域資源を活用（買い物を移動販売や注文配達を併用など）することで、利用者にあった自立支援をお願いします。
4	通所型サービス		通所型サービスA（緩和した基準）サービス提供の考え方として状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進と名記されているが、「多様なサービス」とは具体的に何を示しているのか。どの様な関わり方をするのが理想的な形でしょうか。	国のガイドラインなどからも、多様なサービスとは、自立支援を目的とし住民主体で実施する健康体操などをミニデイサービスと位置づけ、元気なうちから予防事業を行っていけるような基盤づくりが重要と考えていますが、その事業運営は組織基盤の醸成など様々な調整が必要でありますので、本町では総合事業が実施される平成29年4月1日時点におきましては、これまでどおり事業者の皆さまによるサービスのみでスタートすることとしています。これまでの予防支援サービスと同様に、専門事業者としての見地から関わりいただければと考えています。
5	通所型サービス		説明会資料P22「1日6時間程度（食事1時間別途）」の意味が分かりません。	あくまでも1日ということで、食事ありを想定しているということです。
6	通所型サービス		通所型サービスの現行相当や基準緩和型は通所介護とスペースを分ける必要があるのか。	業務に支障がない場合、設備等を共用することも可能です。ただし、それぞれのサービスに対しまして、定員数に伴う面積要件があります。
7	通所型サービス		他市では基準緩和型サービスを行う場合、平成27年3月31日までに介護予防の指定を受けている事業所でも申請が必要だが、河南町では必要ないのか。	質問番号2のとおりです。
8	通所型サービス		現在、介護予防通所介護の事業を行っているが、緩和型サービスを実施するということは、あらたに人員の増員が必要になるのか。（同じ空間で一体的に行う形を想定する。）	緩和型サービスを実施するにあたり、これまでの介護予防通所介護と別に緩和型サービスにおける利用定員を定める必要があります。それぞれの定員に対して従業者数を要しますので、増員が必要となります。しかしながら、緩和型サービスでは、これまでの介護予防通所介護と違い、資格要件が緩和されています。
9	通所型サービス		今まで、介護予防通所介護を利用されていた方（要支援1・2）は、平成29年4月1日以降の請求の仕方（単価など）はどのようになるのか。各市町村から何らかの通知があるのか。	既に要支援の認定をお持ちの方に関しまして、本町の場合、総合事業への移行は更新時に順次移行する方式とします。更新期間満了まではこれまでと同様に介護予防支援、新たに要支援が継続されてからは、介護予防・日常生活支援総合事業で請求することとなります。請求方法の説明につきましては、1月23日に実施させていただいたところです。今後、サービスコードなど、請求に必要な事項につきましては、順次ホームページなどにより情報提供してまいります。
10	通所型サービス		通所型サービスAのサービス内容は具体的にどのような要件（運動プログラムの具体的な内容）があるのか。	通所型サービスAのサービス内容ですが、「入浴、排泄、食事等の介助を行わないこと」、をポイントとして創設したサービスとなります。利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて機能訓練は行うものの、基本的には、サロンのような場を想定しています。運動プログラムの具体的な内容などの要件は、今のところ設けていません。

河南町介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

11	生活支援サービス		<p>新しい総合事業によるサービスには訪問型 通所型以外に生活支援サービスがありますが、町としてはどのような独自サービスを計画されていますか。</p>	<p>今のところ、訪問型、通所型サービスのみとしております。生活支援サービスにつきましては、既に地域支援事業の中で、配食サービス等を実施しており、ある程度の生活支援サービスは既に実施していると考えています。利用者ニーズ等を踏まえながら、今後事業展開を進めてまいりたいと考えています。</p>
12	介護予防ケアマネジメント		<p>介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの書式や実務の流れについて具体的な発表はありますか。</p>	<p>従来の介護予防支援計画と書式、モニタリングに変更はありません。窓口からの流れについては後日HPに掲載予定です。</p>
13	その他		<p>包括支援事業の地域包括支援センター事業において地域ケア会議の充実は大変重要だと感じますが町内で事業運営している社会福祉士も交えた会議の充実は考えておられますか。</p>	<p>地域ケア会議につきましては、現在の介護保険制度やこれからの在宅医療介護連携などを考慮しますと、中心的な会議体となるのは明白です。介護保険法で位置づけされた会議体として、会議の充実を図るよう進めてまいります。</p>